

第1章



青少年を対象とした 人権教育の取組について

○栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」（H23～H27）に沿うとともに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4）、「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」（H23～27）などの趣旨を踏まえ、県内すべての学校、すべての地域において人権教育を推進しています。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。



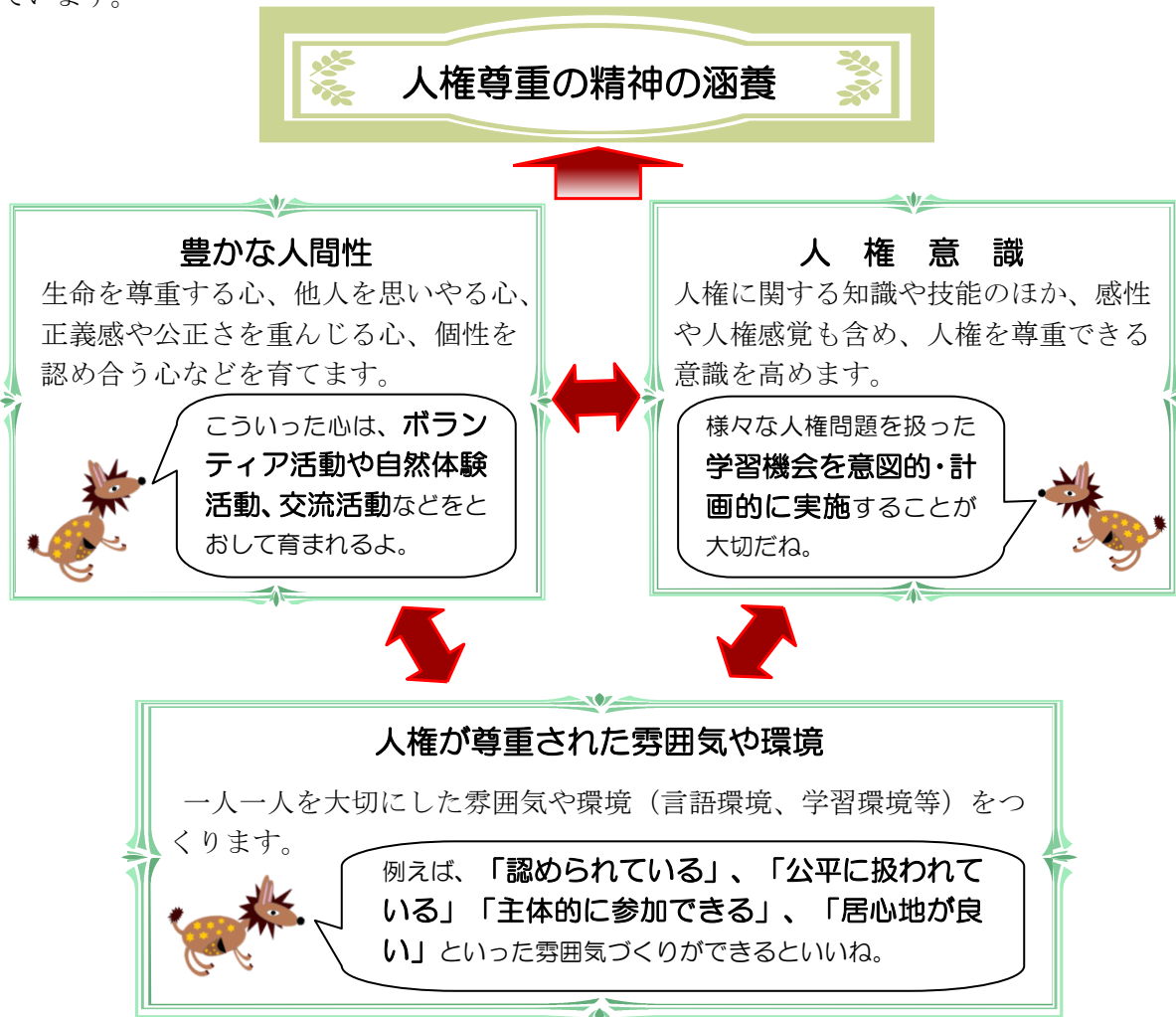
僕、ツアブダーフィリオと一緒に、人権教育の取組を見に行こう！



1 人権教育の目的と内容

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味しています。

本県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、**人権尊重の精神の涵養**を目的とし、教育活動全体をとおして、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。



※ 詳細については、「人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）参照

2 社会教育における人権教育の推進

人権尊重の精神を涵養していくためには、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育活動において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育むことや人権意識を高めていくことが必要です。

社会教育における人権教育では、生涯学習振興の各種施策をとおして、人権に関する多様な学習機会を提供し、学習者の主体的な学習を促すことで、人権尊重の理念について理解を深めています。また、公民館などの社会教育施設を中心に、人権に関する学習を取り入れた学級・講座の開設や世代の異なる人たちや障害者、外国人等との交流活動などをとおした人権教育の推進が図られています。人権教育をさらに推進するため、人権教育学級のような人権をテーマとした事業だけでなく、青少年教育事業や家庭教育支援事業等、人権の視点をもって全ての事業を行い、三つの内容と関連付けて取り組んでいくことが大切です。

3 子どもを取り巻く人権問題

高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネット上の誹謗・中傷やプライバシーの侵害など、子どもたちの身近では人権に関わる様々な問題が発生しています。また、子どもの人権問題としては、いじめ、暴力行為、不登校、体罰、児童虐待などの問題があります。

こんなことをされたら
悲しくなっちゃうな……。



出典：『みんなともだち
マンガで考える「人権」』
「みんなでいじめをなくそう」

から転載
(法務省人権擁護局・
全国人権擁護委員連合会)

これらの問題の根底には、自分の大切さや他者の大切さを認めるといった人権感覚の欠如があると考えられており、問題の解決や未然防止のためには、子どもたちが人権を正しく理解するとともに、確かな人権感覚を身につけることが大切です。人権感覚と知識が結びついて、問題状況を変えようとする人権意識となり、自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意欲や態度、そして実践行動につながります。

4 青少年を対象とした人権学習推進の方策

子どもは、家庭、学校、地域において、家族や友人、地域の大人など、様々な人との関わりをとおして、豊かな人権感覚を身に付け、自他の人権の大切さを認め合う心、望ましい人間関係を築く力、自尊感情などを育むことができます。また、「自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする」、「自分と違う考えや行動に対して寛容でそれを尊重する」といった価値・態度やコミュニケーションスキルは、ことばでだけ教えることができるものではなく、子どもたちが自らの経験をとおして、実体験として身に付けることも大切です。青少年を対象とした人権学習を進める上では、子どもたちが自分で「感じ、考え、行動する」、つまり、自分の心と頭脳と身体を使って、主体的、実践的に学べるよう、学習プログラムを工夫する必要があります。

その点から、様々な参加体験型の手法を取り入れた学習（ワークショップ）は、子どもたちの人権学習を進める上で効果的な手法と言えるでしょう。

○ワークショップを構成する三つの要素

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（概念、考え方）のもと、**アイスブレイキング（導入）**、**中心となる活動（展開）**、**ふりかえり（まとめ）**の三つの要素で原則として構成されます。

統一されたコンセプト

導
入

アイスブレイキング

・ゲーム感覚でできる活動や学習者同士のコミュニケーションを深める活動をとおして、学習をスムーズに進める和やかな雰囲気づくりや、学習テーマに対する下地づくりを行います。

展
開

中心となる活動

・学習者の気付きや発見、学びのわかちあいや共有化を図る活動をとおして、学習を深めたり、広めたりします。十分に時間をとること、個人で考える時間やグループで考える時間など学習形態の組み合わせを工夫することが大切です。

ま
と
め

ふりかえり

・学習者自身の感想や学習者相互のわかちあいを基に、学習をとおして学んだことや気付いたことを行動化へと意欲付けする活動です。ワークシートを使用したり、グループで感想を話し合うなどの方法があります。

5 人権の視点を意識した事業計画の作成

本資料では、人権教育を推進するライフステージの中でも、特に小学生から高校生の青少年に焦点をあて、人権の視点を意識した事業展開を考えてみることにします。

青少年教育事業には、子ども会研修やジュニアリーダー研修などの青少年団体リーダー・指導者の研修、放課後子ども教室などの子どもの居場所作り事業、青少年教育施設や公民館などで行われる連続講座や体験活動機会の提供などがあります。これらの事業では、コミュニケーション能力、自立心、主体性、責任感、他者との協働などの力や思いやりの心や規範意識の育成などに関連して、人権学習の内容を取り入れ、事業を実施しているところもあります。

例えば・・・

- ジュニアリーダー研修の仲間作りで
- 放課後子ども教室の活動の1つで
- 公民館の青少年教室の1コマで
- ボランティア活動の事前研修の一部で

人権学習を取り入れられる機会はいろいろとありそうですね。



そこで、人権の視点やねらいを意識して事業をふりかえり、より効果的に人権学習の内容を取り入れながら展開できるように、計画を立ててみましょう。

STEP 1 事業の目的を確認し、人権学習を取り入れてみよう

事業の対象となる子どもたちの状況をふまえながら、事業全体の目的や達成目標を確認し、効果的に人権学習の内容を取り入れられる時間（コマ）を考えましょう。

STEP 2 人権学習のねらいを考えよう

人権学習の内容を取り入れる時間（コマ）が決まったら、学習展開計画を作成します。まずは、この時間の学習のねらいを明確にしましょう。ねらいには、学習後にこんな気付きを得てほしい、こんな行動につなげてほしいという担当者の想いが反映されるでしょう。

STEP 3 人権教育の内容との関連性を確認しよう

人権学習を展開する上で扱う三つの内容（豊かな人間性、人権意識、人権が尊重された雰囲気や環境）に照らし合わせ、内容を具体的に示します。内容を意識することで、学習のねらいがより明確になり、学習内容が人権教育として充実します。

STEP 4 展開の流れを考えよう

学習のねらいに迫れるよう、「導入」→「展開」→「まとめ」の流れを大切にし、具体的にどのような活動を行うかを組み立てます。

小学生を対象とした事業計画を作ってみましょう！

ある担当者さんの
個別事業計画づくり！
公民館講座 編

STEP1 人権教育を位置付けてみよう

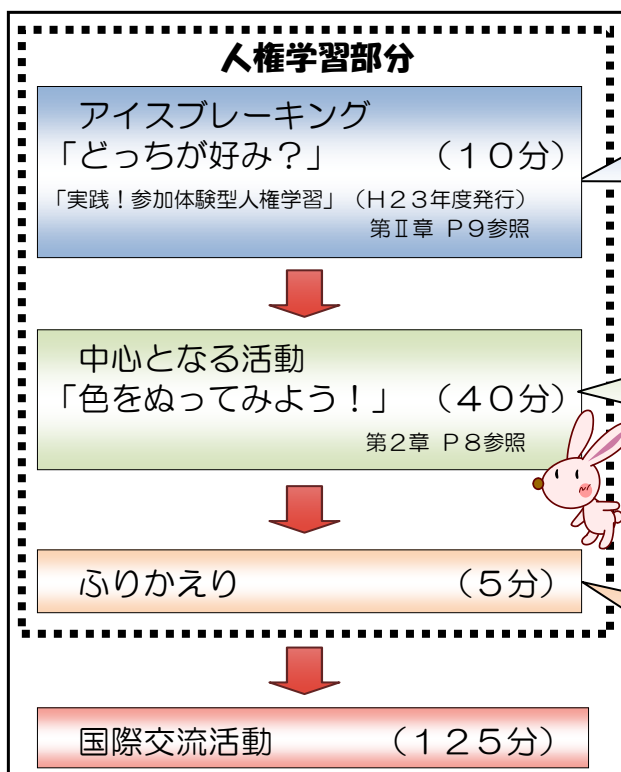
「子ども国際交流会」に位置付けてみました

回	内容	時間
1	これからよろしく！	3時間
2	外国って、どんなところなの？	3時間
3	外国の料理を作ろう！	5時間
4	外国の遊びにチャレンジ！	3時間
5	お別れパーティーを開こう	5時間

STEP4 展開の流れを考えよう

うまく後半の国際交流につなげていけるよう、活動を組み立ててみました。「違いを認め合う」をテーマとしているので、アイスブレイキングに「どっちが好み？」を、中心となる活動に「色をぬってみよう！」を設定しました。

こんな学習展開計画の流れにしてみました



STEP2 人権学習のねらいを考えよう

本講座に参加する子どもたちは、学校の中の関係とは違った、新たな関係の中で活動することになります。また、本講座は、異学年や外国人と交流しながら、外国の文化を学んでいく講座です。そこで、それぞれの違いを受け入れ、良さを認め合いながら活動できるよう、「子ども国際交流会」の導入に人権ワークショップを取り入れてみました。

<ねらい>

自分の周りには、違いをもった多くの人たちが生活していることに気づき、その良さを認める態度を育てる。

STEP3 人権教育の内容との関連性を確認しよう

「ねらい」が決まったので、人権教育の視点を考えてみました。

<人権教育の視点>

豊かな人間性

他人を思いやる心や個性を認め合う心を育てる。

人権意識

日常生活における偏見について考え、外国人と一緒に、互いに気持ちよく活動する。

人権が尊重された雰囲気や環境

楽しく、自由に発言できる雰囲気づくりに努める。



自己紹介をしながら、雰囲気を和やかにしていきます。お互いの好みや考えを伝え合うことで、違いを認め合うことの良さに気付かせ、中心となる活動につなげます。

自分が塗った色と友だちが塗った色を比べ、自分の中で決めつけていることがあることに気付きます。地球上にはいろいろな人たちが暮らしており、その多様性に目を向けられるようにします。

これから始まるたくさんの国際交流活動の中で、外国人と一緒にどのように活動していきたいかを考えます。

中学・高校生を対象とした事業計画を作ってみましょう！

ある担当者さんの
個別事業計画づくり！
ジュニアリーダーズ研修 編

STEP1 人権教育を位置付けてみよう

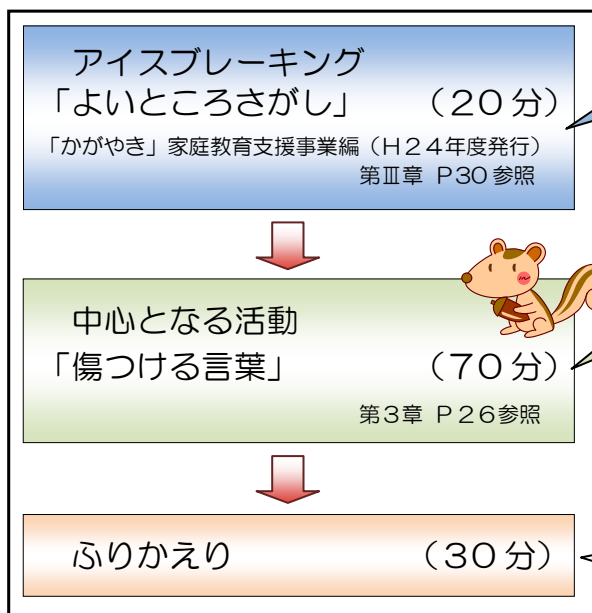
「ジュニアリーダーズ研修」に位置付けてみました

回	内容	時間
1	新会員を迎える会	2時間
2	言葉について考えよう	2時間
3	野外観察体験	1日
4	夏休み子どもキャンプ事前学習	4時間
5	夏休み子どもキャンプに協力	1泊2日
6	高齢者とふれあおう	1日
7	ジュニアリーダーズ企画会議 研修会のふりかえり	4時間

STEP4 展開の流れを考えよう

ねらいに基づいて活動の流れを考えました。今回は「言葉」をテーマとしているので、アイスブレイキングに「よいところさがし」を、中心となる活動に「傷つける言葉」を設定しました。

こんな学習展開計画の流れにしてみました



STEP2 人権学習のねらいを考えよう

本研修会の参加者たちは、ジュニアリーダーとしていろいろなボランティア活動に参加し、活躍しています。

特に、夏休み子どもキャンプでは、小学生たちのよき手本として行動し、多くの場面で指導的な立場となります。そのような小学生と関わっていく活動の中で、人権に配慮した言葉かけは大変重要なものとなります。だからこそ、「言葉」をテーマとして、研修内に人権ワークショップを取り入れてみました。

<ねらい>

普段使っている言葉を振り返り、どんな言葉が相手を傷つけているのかを考える。

STEP3 人権教育の内容との関連性を確認しよう

「ねらい」が決まったので、人権教育の視点を考えてみました。

<人権教育の視点>

豊かな人間性

他人を思いやる心や個性を認め合う心を育てる。



人権意識

相手を尊重した言葉の使い方を、生活の中で生かす。

人権が尊重された雰囲気や環境

個人の意見を尊重し、自由に発言できる雰囲気づくりに努める。

お互いの良いところを見つけ合い、言葉にすることで、言われてうれしい言葉について意識するとともに、温かな雰囲気づくりを行うようにします。

自分たちが普段何気なく使っている言葉を見つめ直し、どうしてその言葉が人を傷つけていくのか、深く考えていきます。

普段発している自分の言葉や、夏休み子どもキャンプで、自分たちはどのような言葉の使い方をしていけばよいかについて考え、行動につなげていきます。